

○公共工事の品質確保のための監督体制強化の実施 について

平成19年3月16日事調第1130号
各支庁長あて農政部長

〔沿革〕平成20年3月18日事調第1198号、平成21年4月23日事調第106号改正

公共工事の品質確保は極めて重要であり、これまでも段階確認及び中間検査等の実施により品質確保に努めてきたところですが、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたことや、近年の価格競争激化による低価格受注の増加に伴う品質低下が懸念されることから、品質確保に向けた一層の取り組みが必要と考えられます。

低入札価格調査制度調査対象工事については、「低入札価格調査制度における調査事務等の取扱いについて」（平成12年8月21日付け建情第865号）により、重点的な監督業務を実施することとしていますが、近年の価格競争激化による低価格受注の増加に伴い、品質低下及び下請業者へのしわ寄せや安全管理などが懸念されているところであり、低入札価格調査制度調査対象工事を含めた全ての工事で、次の基準を下回る価格をもって契約した工事について、当面の間、監督体制を強化することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

なお、この取扱いは、平成19年4月1日以後に契約を締結する工事から適用します。

記

1 監督体制強化を実施する基準額

監督体制強化を実施する基準額（以下、「体制強化価格」という。）は、次の①から③までに定める額の合計額の万円未満を切り捨てた額に、**100分の105**を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額
- ② 共通仮設費の額
- ③ 現場管理費相当額に4分の3を乗じて得た額（千円未満切り捨て）

ただし、その額が予定価格の**10分の9**を超える場合にあっては、予定価格に**105分の100**を乗じた額に**10分の9**を乗じて万円未満を切り捨てて得た額に、**100分の105**を乗じて得た額とし、また、予定価格の**10分の7**に満たない場合にあっては、予定価格に**105分の100**を乗じた額に**10分の7**を乗じて万円未満を切り上げて得た額に、**100分の105**を乗じて得た額とする。

2 対象工事

対象工事は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農業土木A等級及びB等級工事。
- (2) 支出負担行為担当者が特に必要と認めた工事。

3 監督体制強化の実施

- (1) 工事監督員に監督業務を総括し指揮指導する総括監督員を指定するものとする。
- (2) 工事監督員は、当該工事に係る監督業務について、現地における検査・確認等を特に入念に行うものとする。

なお、確認等の事項・頻度については、別に定める「北海道農政部請負工事監督要領」(平成13年3月14日設計第1772号)(以下、「監督要領」という。)によるものとする。

また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取するものとする。

- (3) 支出負担行為担当者は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

4 品質及び契約の適正な履行の確保を図る取組み

- (1) 対象となる工事は、「工事現場等における施工体制点検・確認要領」の対象外工事についても「工事現場等における施工体制点検・確認要領」に準じて実施することとする。
- (2) 対象となる工事は、「北海道請負工事検査要領」(昭和46年8月6日付け局総第373号)及び「北海道農政部農業土木関係請負工事検査方法書」(平成16年2月3日設計第10220号)に基づいて実施することとする。
- (3) 対象となる工事は、「監督要領」第8条に基づき実施する段階確認までに社内検査を実施させることとする。

〔 農村振興局事業調整課 施工技術グループ
設計管理グループ 〕

